

女川町広域避難計画

～原子力災害における広域避難の対応について～



令和7年3月

女川町

— 目 次 —

第1章 総則	
第1節 計画の位置づけ等	1
第2節 計画の目的	1
第3節 用語の定義	1
第4節 基本方針	1
第5節 避難計画の見直し	2
第6節 計画の周知徹底	2
第2章 原子力災害対策の基本事項	
第1節 原子力災害に対応するための防護措置	3
第2節 避難の対象地域	4
第3章 防護対策の判断	
第1節 緊急事態における防護対策の決定に係る判断基準等	7
第2節 避難等指示の基本的な考え方	8
第4章 広域避難	
第1節 広域避難先	1 3
第2節 避難経路	1 3
第3節 一時集合場所	1 4
第4節 避難所受付ステーション	1 4
第5章 住民への情報伝達・広報	
第1節 住民等への情報伝達体制	1 6
第2節 住民広報活動	1 7
第6章 住民への防護措置	
第1節 基本的事項	1 9
第2節 安定ヨウ素剤の配備・服用等	2 6

第7章	住民等の避難行動	
第1節	広域避難の実施	3 1
第2節	要配慮者（施設敷地緊急事態要避難者を含む）の避難	3 4
第8章	避難住民の支援体制等	
第1節	避難所及び福祉避難所の開設	4 4
第2節	避難所及び福祉避難所の運営	4 5

第1章 総 則

第1節 計画の位置づけ等

本計画は、東北電力株式会社女川原子力発電所（以下「女川原子力発電所」という。）における原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下「原災法」という。）に定める重大事故等に起因して、原子力災害が発生し若しくは発生するおそれがある場合に備え、女川町地域防災計画〔原子力災害対策編〕（以下「町防災計画」という。）第2章第13節に基づき、町域を超える広域的な避難措置（以下「広域避難」という。）に必要となる基本的事項を定めるものである。

第2節 計画の目的

本計画は、あらかじめ町民及び避難先自治体、県、国及び防災関係機関等に周知を図るとともに必要な対応策を準備すること等により、町民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護するため、迅速かつ確実に円滑に広域避難が実施できる体制を構築することを目的とする。

第3節 用語の定義

本計画で用いる用語については、以下に示す用語以外は、町防災計画における用語の定義と同義である。

○ 避難：単に避難と記す際は、避難及び一時移転を示す。

※ 避難と一時移転については、本計画「第2章第1節1」を参照のこと。

第4節 基本方針

1 複合災害への検討

女川原子力発電所に係る原子力災害と自然災害が複合して発生した際を想定し、人命確保を最優先した住民の安全対策を検討する。

複合災害の発生時においては、状況によって原子力災害の対応を優先的に行うことにより生命の危険性が高まる場合もあるため、例えば、津波発生の危険がある場合の沿岸部の行動、土砂災害の危険がある場合の山間部の行動等について、事前にそれらの行動手順を定める。

2 避難先等の明示

災害発生時においては、住民や防災業務関係者等に対して、避難先及び避難経路をあらかじめ明示する。

3 迅速確実な情報伝達の提供

複合災害時等における臨機応変な対応が必要となった場合も念頭に、迅速かつ確実

に情報伝達が行える体制を整備する。

4 要配慮者等への的確な対応

複合災害に限らず、単独で発生する原子力災害及びその他の自然災害が発生した場合における要配慮者等に対する対応については、最優先に行う必要があることに加え、要配慮者の特性に応じた取組みが必要である。

要配慮者は、災害発生時の避難行動を取る際において通常想定される以上の時間を要すると認められるが、要配慮者の安全確保と併せ、支援する者に対する安全確保についても十分に考慮する。

また、避難行動時に通常以上の時間を要する要配慮者等については、避難手段の早期確保や一般住民よりも優先的避難を行うことにより、円滑かつ迅速な避難の確保を図る。

【参考】要配慮者について

- 要配慮者とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第15号に規定する要配慮者を意味する。

具体的な例：高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦、アレルギー等の慢性疾患を有する者等、特に配慮を要する者

第5節 避難計画の見直し

本計画は、国の法令、防災基本計画及び原子力災害対策指針等並びに宮城県地域防災計画〔原子力災害対策編〕及び町防災計画と密接に関係するものであることから、国による広域避難の実効性向上に係る検討結果並びに国、防災関係機関及び関係市町等との協議結果等を踏まえ、修正の必要があると認める場合には、必要な見直しを適宜行っていくものとする。

なお、これらの必要な見直しについては、避難先である受入自治体の受入体制との整合を図るものとする。

第6節 計画の周知徹底

この計画は、関係行政機関、関係公共機関その他防災関係機関に対し周知徹底を図るとともに、特に必要と認められるものについては、町民への周知を図るものとする。また、各関係機関においては、この計画を熟知し、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期するものとする。

第2章 原子力災害対策の基本事項

第1節 原子力災害に対応するための防護措置

原子力災害から身を守るため、女川原子力発電所で発生した事故の状況や環境中の空間放射線量率等を踏まえ、国、県及び町からの指示により、住民は以下の各種防護措置を実施する。

1 避難及び一時移転

あらかじめ定められた避難先への避難を実施する防護措置であり、女川原子力発電所の事故の状況や環境中の空間放射線量率により、以下のとおり原子力災害対策指針に規定されている。

① 避難

空間放射線量率等が高い又は高くなるおそれがある地点から速やかに離れるため緊急に実施するもの。

② 一時移転

緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い地域であるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間（一週間程度）の内に当該地域から離れるため実施するもの。

2 屋内退避

自宅や公共施設内等の屋内に退避することで、呼吸等による放射性物質の体内への取り込みを抑制するとともに、屋外の放射性物質からの放射線の強さを壁の遮へい効果により低減を図る防護措置。一般的に、コンクリート建物の方が、壁等による遮へい効果や建屋の気密性が比較的高く効果的とされている。

屋内退避は、避難の指示が行われるまで被ばくのリスクを低減しながら待機する場合や、避難の実施が困難な場合に実施する。

3 安定ヨウ素剤の予防服用

安定ヨウ素剤は、放射性ではないヨウ素を内服用の医薬品として製剤化したもので、主成分はヨウ化カリウムである。予防服用は、この安定ヨウ素剤を放射性ヨウ素が体内に取り込まれる前に服用することで、放射性ヨウ素が甲状腺へ集積することを抑制し、内部被ばくを予防、軽減する防護措置である。

しかし、安定ヨウ素剤は、放射性ヨウ素による内部被ばくに対する防護効果に限定されることから、避難や一時移転等の防護措置と組み合わせて活用することが効果的である。

また、安定ヨウ素剤の服用は、原則として他の主たる防護措置に対して従たる防護措置となることから、放射性ヨウ素が体内に取り込まれた後に安定ヨウ素剤を服用しても効果は極めて小さくなるため、適切なタイミングで速やかに住民等に安定ヨウ素剤を服用させることが必要となる。

4 避難退域時検査及び除染

避難退域時検査は、放射性物質が皮膚や衣類等に付着することによる外部被ばくや、呼吸及び経口摂取（口から摂取すること）による内部被ばくの低減、汚染の拡大防止を目的として実施する。

専用の放射線測定器によって住民の身体や物品等に付着した放射性物質の汚染程度を把握して、一定以上の放射性物質が検出された際は除染（放射性物質を取り除くこと）を行う。

5 飲食物の摂取制限

放射性物質により直接汚染される野外で生育された食品（例：家庭菜園で作った野菜や該当地域の牧草を食べた牛の乳等）の放射性物質の濃度測定を行い、一定以上の濃度が確認された場合や、一定以上の空間放射線量率が検出された場合に、該当する飲食物の摂取を回避することで経口摂取による内部被ばくの低減を図る防護措置。飲食物の摂取制限を実施した際、必要に応じて摂取制限が措置されている区域に対し、代替となる放射性物質により汚染されていない飲食物を提供するための体制を構築する。

第2節 避難の対象地域

この避難計画における対象地域は、国の原子力災害対策指針及び町防災計画に定める地域に基づき、女川原子力発電所から、概ね5km圏内のPAZ及び概ね30km圏内のUPZの地域とし、下表に示す行政区とする。

ただし、廃止措置計画の認可を受け、かつ、照射済燃料集合体が十分な期間冷却されたものとして原子力規制委員会が定めた施設に係る原子力災害対策重点区域については、概ね半径5km圏内をUPZとする。

なお、上記PAZ内及びUPZ内の概ねの距離関係については、図2-2-1及び2-2-2に示す。

1 予防的防護措置を準備する区域（PAZ）【対象：11行政区】

市町名	地域名
女川町	高白、横浦、大石原、野々浜、飯子浜、塚浜、小屋取、桐ヶ崎、竹浦、出島、寺間

2 緊急防護措置を準備する区域（UPZ）【対象：22行政区】

市町名	地域名
女川町	大沢、浦宿一、浦宿二、浦宿三、針浜、旭が丘、上一、上二、上三、西、小乗、女川北、女川南、大原北、大原南、清水、宮ヶ崎、石浜、尾浦、御前浜、指ヶ浜、江島

※なお、地理的状況を勘案し、離島である江島（江島行政区）は、PAZに準じた避難等の防護措置を準備する区域（準PAZ）とし、PAZと同様の対応を行うこととする。



図2-2-1 女川原子力発電所を基点とする関係自治体の範囲



図2-2-2 女川原子力発電所を基点とする町内PAZ、UPZの範囲

【参考】PAZ及びUPZについて

- PAZ：急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、EAL（緊急時活動レベル）に基づき、即時避難を実施する等、放射性物質の環境中への放出前の段階から、避難等の予防的防護措置を準備する区域。
- UPZ：確率的影響を最小限に抑えるため、EAL（緊急時活動レベル）、OIL（運用上の介入レベル）に基づき、緊急防護措置（避難、屋内退避等）を準備する区域

第3章 防護対策の判断

第1節 緊急事態における防護対策の決定に係る判断基準等

緊急事態の初期段階における対応として実施する防護措置の基準は、以下のとおりである。

なお、防護措置の対応基準は、環境中への放射性物質が放出される前後で異なり、放出前は、緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL:Emergency Action Level）を、放出後は、運用上の介入レベル（OIL:Operational Intervention Level）を用いた国からの避難指示等に基づき意思決定する。

1 緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL）

主に環境中に放射性物質が放出される前の段階において、予防的防護措置を実施するために女川原子力発電所の状態等で設定されるものである。

また、緊急時活動レベル（EAL）については、緊急事態区分に該当する状況であるか否かを原子力事業者が判断するための基準として、原子力施設の状態等に基づき設定するもので、原子力規制委員会が示すEALの枠組みの内容は、資料編資料1「各緊急事態区分を判断するEALの枠組み及びOILと防護措置について」のとおり。

2 運用上の介入レベル（OIL）

環境中に放射性物質が放出された後の段階において、主に確率的影響のリスクを低減するための防護措置を実施するために、緊急時モニタリング結果と比較して判断するための基準として設定されるもので、資料編資料1「各緊急事態区分を判断するEALの枠組み及びOILと防護措置について」のとおり定められている。

【参考】確定的影響と確率的影響について

- 確定的影響：一定量以上の放射線を受けると必ず影響が現れる現象であり、例として脱毛や白内障等の症状がある。受けた放射線の量が多くなるほど影響度（症状）も大きい。
一般的に100ミリシーベルト以下では確定的影響は現れないと考えられている。
- 確率的影響：低い線量でも影響の可能性がゼロではないと考えられているもので、放射線を受ける量が多くなるほど影響（ガンや白血病等）が現れる確率が高まる現象。

【参考】避難、一時移転及び屋内退避について

○避難及び一時移転

避難及び一時移転は、いずれも住民等が一定量以上の被ばくを受ける可能性がある場合に採るべき防護措置であり、放射性物質又は放射線の放出源から離れることにより、被ばくの低減を図るものである。

【避難】空間放射線量率等が高い又は高くなるおそれのある地点から速やかに離れるため緊急で実施。

【一時移転】緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるため実施。

○屋内退避

屋内退避は、住民等が比較的容易に採ることができる対策で、放射性物質の吸入抑制や中性子線及びガンマ線を遮蔽することにより被ばくの低減を図る防護措置である。避難の指示等が国等から行われるまで放射線被ばくのリスクを低減しながら待機する場合や、避難又は一時移転を実施すべきであるが、その実施が困難な場合、国及び地方公共団体の指示により行うものである。

特に、病院や介護施設においては避難より屋内退避を優先することが必要な場合があり、この場合は、一般的に遮蔽効果や建屋の気密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避が有効である。

(参考) 原子力災害対策指針 (令和3年7月21日一部改正 原子力規制委員会)

第2節 避難等指示の基本的な考え方

1 避難等指示の発出時期

女川原子力発電所の状況及び緊急時モニタリング結果等を踏まえ、国から緊急事態区分及びO I Lに基づいた避難等指示が発令される。発令に係るフローを表3-2-1、避難指示地域の概念図を図3-2-1に示す。

なお、状況を総合的に勘案して、国の指示が発令される前に避難等指示が必要な際には、町長は原災法第28条第2項及び災害対策基本法(昭和36年法律第223号、以下「災対法」という。)第60条に基づき避難等指示を行い、町が避難指示を行うことができない場合は、知事が原災法第28条第2項及び災対法第60条第6項に基づく避難等指示の代行を行う。

2 避難等指示の地域

- (1) 避難等指示に当たっては、第2章「第2節 避難の対象地域」に示す防災対策に係る行政区を単位として実施する。
- (2) 町は、住民等が心理的な動揺と混乱を起こす事なく指示に従って行動ができるよう、あらかじめ行政区ごとの住民状況及び次の事項を把握し、又は定めておくとともに定期的に更新する。

なお、行政区ごとの住民状況については、資料編資料2「行政区別避難者数」のとおり。

- ① 区の連絡責任者
- ② 放射線防護対策施設（名称、所在地、収容可能人員数）
- ③ 移送を要する推定人員
- ④ その他必要な事項

3 避難等指示に当たっての留意事項

(1) 複合災害への対応

防護措置が必要となる原子力災害が、地震や津波等の自然災害と複合して発生した場合、地震や津波等への対応を考慮し、最も差し迫っている危険からの回避行動を優先する。

例えば、宮城県沿岸に津波警報が発表されている状況で原子力災害が発生した場合は、津波警報が解除されるまでの間、津波からの安全の確保策（より高く安全な場所への避難行動）を優先する。

(2) 段階的避難の実施

避難等指示は、緊急事態区分及びO I Lに基づき、災害等の状況に応じて段階的に発令されることから、基本的に段階的避難を行う。

① P A Z内（出島含む）及び離島部

緊急事態区分に基づいた避難等指示が行われた場合、自家用車避難を原則として避難する。

自家用車避難が困難な場合には、一時集合場所等へ避難した後、車両（民間バス、自衛隊車両等）、ヘリコプター等の輸送手段において避難する。

なお、離島部においては、船舶による海路避難を実施した後、バス等により避難する。

② U P Z内（離島部を除く）

P A Z内に緊急事態区分に基づく避難等指示が行われた段階では、U P Z内には屋内退避が指示される。

その後、放射性物質の放出に伴い、O I Lに基づく避難指示が行われた場合、対象地域のみが自家用車避難を原則として避難する。

③ 避難所要時間の短縮（交通量の抑制による交通渋滞の低減）

避難の実施に当たっては、交通渋滞が避難所要時間を増大させる原因となることから、交通量の抑制及び交通規制等により、交通渋滞の低減に努める。

ア 避難対象区域

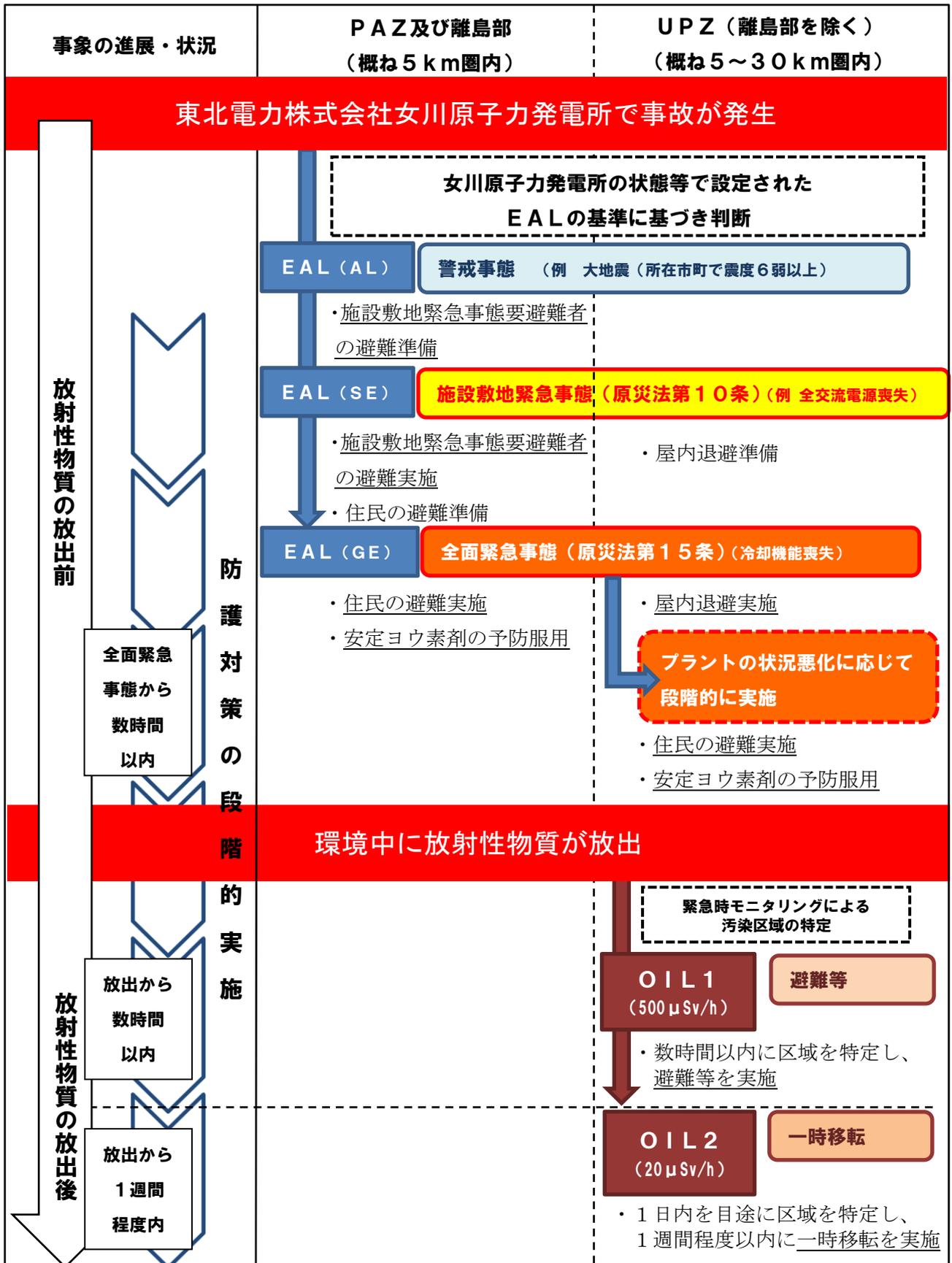
交通量を抑制させるため、町は住民に対し、自家用車による避難を行う際には、できるだけ家族及び近隣住民等で乗合せて避難するよう、住民広報を実施する。

イ 避難対象地区外

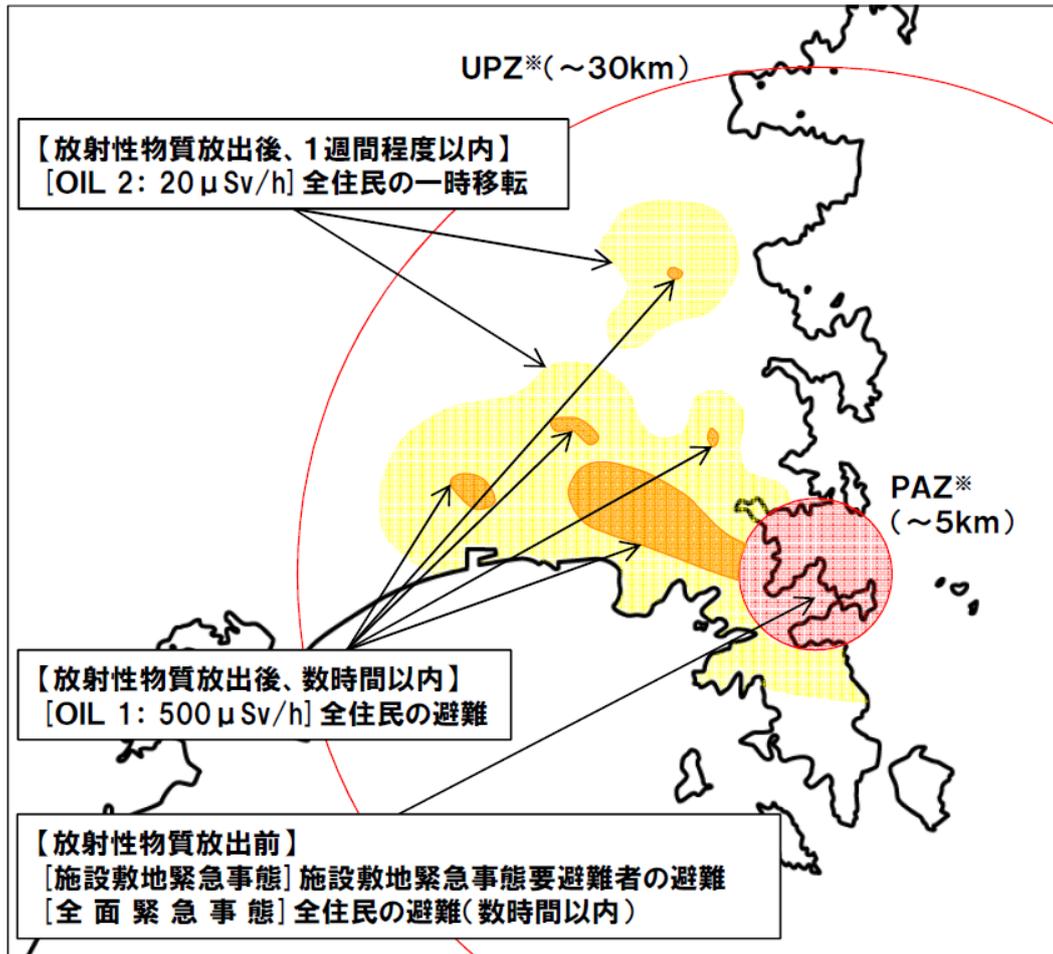
町は、県と連携を図り、段階的避難の内容について町民に周知し、避難指示区域外における自主避難率を低減させ、避難指示区域の住民が円滑かつ迅速にUPZ外に避難できるようにする。

また、災害発生状況により定める区域内への交通流入を抑制するため、県災害対策本部長を通じて県警察本部に交通規制を要請する。

表 3-2-1 避難等指示発出に関するフロー



(注意) ここに示したEALの順序のとおり事態が発生するとは限らず、事態の進展によっては、全面緊急事態に至るまでの時間的間隔がない場合等があり得ることに留意すること。



(注意) 本図は概念図であり、実際の災害時に同様の結果が得られることを示しているものではない。
 また、全面緊急事態以降、プラントの状況悪化に応じて、段階的に住民避難が実施されることがある。

※PAZ及びUPZの概念として同心円で範囲を記載しているが、実際の範囲は行政区域(区)を単位に定めており、本図とは形状が異なる。

図3-2-1 避難指示地域の概念図

第4章 広域避難

第1節 広域避難先

広域避難については、避難する町民の負担軽減及び町等による確実な支援実施の観点から、基本的に県内自治体への避難を行うものとする。

本町における避難先自治体については、原子力災害等が発生した場合の安全性等を考慮した県の調整により、「栗原市」（表4-1-1参照）となる。

なお、避難が必要な局面において、複合災害等の理由により避難先自治体である栗原市が甚大な影響を受け、避難住民の受け入れを行うことが困難となった際には、県が調整を行い、避難先を確保することとする。

表4-1-1 避難人数と受入人数の関係（令和6年5月31日現在）

避難元		避難先	
女川町	避難人数	栗原市	受入人数
	5, 8 4 2		6, 7 6 0

※避難人数については、住民基本台帳上の数値を基としている。

第2節 避難経路

1 避難経路の設定

避難を実施する際に住民が通過する経路の設定に当たっては、以下の事項に留意する。

なお、避難経路については、資料編資料4「避難所受付ステーションまでの経路」のとおり。

(1) 避難候補経路の複数設定

避難対象地域と避難先自治体までの地理的状況及び道路状況等を勘案のうえ、できるだけ複数の避難候補経路を設定し、基本的な避難候補経路については、あらかじめ住民に周知しておく。

(2) 避難候補経路分散化への考慮

避難候補経路の設定に当たっては、円滑な避難を実施するため、住民の動線が交差しないよう注意する。

(3) 関係機関との連携

避難指示又は避難準備の発令が見込まれる段階で、町は、災害状況や避難候補経路の状況等を踏まえ、県、県警察本部及び道路管理者等の関係機関と調整を行い、避難経路を決定する。

2 避難誘導及び交通規制体制

(1) 渋滞緩和措置

町は、避難を円滑かつ確実に実施するため、県、県警察本部及び道路管理者等と連携し、避難経路の渋滞緩和措置を検討するとともに、適切な対応に努める。

(2) 避難誘導等の実施

県警察本部は、避難指示又は避難準備の発令が見込まれる段階で、災害状況や避難候補経路の状況等を踏まえ、県及び関係市町等の関係機関と連携を図り、調整を行ったうえ、県及び関係市町が決定した避難経路において、より円滑かつ迅速、安全な避難ができるよう、交通規制及び交通誘導を実施する。

第3節 一時集合場所

1 一時集合場所の選定

災害発生時において住民が一時的に集合する場所の選定に当たっては、以下の事項に留意する。

- (1) 町は、町民が避難する際の避難手段となる車両（民間バス、自衛隊車両等）、大型船舶、ヘリコプター等の輸送手段による集団避難に備え、町内の実情を考慮したうえ、避難住民が当該車両等に乗車及び搭乗するための一時集合場所を定める。
- (2) 一時集合場所の設定に当たっては、住民が集合しやすく、かつ、大型の輸送車両が近接できる施設を選定する必要がある。

しかし、配置については、各行政区に配置することを基本とするが、地理的状況や安定ヨウ素剤の分散配備等の住民への防護措置も考慮したうえ、学校等の施設を選定する等、合理的かつ効果的な配置となるよう検討して設定する。

第4節 避難所受付ステーション

1 避難先自治体との調整

(1) 事前に定めておくこと

町は、住民が避難先自治体に到着後、住民に対し、行政区ごとに避難所を指示する場所である避難所受付ステーションを避難先自治体と調整を図り、下記の施設とする。

避難所受付ステーション

名称	所在地	連絡先
栗原市若柳総合体育館 (アスパルわかやなぎ)	宮城県栗原市若柳字川南道伝前 125-2	0228-32-3313

避難所受付ステーション車両一時待機場所

名 称	所在地	連絡先
若柳総合支所	宮城県栗原市若柳字川南戸ノ西 4	0228-32-2121
若柳小学校	宮城県栗原市若柳字川北塚原 55	0228-32-2134
若柳中学校	宮城県栗原市若柳字川南袋 25	0228-32-3831
若柳総合文化センター (若柳ドリーム・パル)	宮城県栗原市若柳字川北古川 83	0228-32-6600

(2) 避難所割当ての準備

町は、あらかじめ避難先自治体と調整し、行政区ごとの避難所割当案を定めておく。

本町における行政区ごとの避難所割当てについては、別添資料編資料3「広域避難所」参照。

2 運営方法

避難所受付ステーションは、「避難所受付ステーション運営マニュアル」を別途定め運営する。

第5章 住民への情報伝達・広報

第1節 住民への情報伝達体制

原子力災害の発生若しくは発生するおそれがある場合、住民等はその発生状況や放射性物質の影響等を五感で感じることができない。この特殊性を踏まえ、適切な判断と行動を促し、安全の確保に加え、心理的動揺や混乱を防ぐためには、的確な情報伝達が非常に重要となる。

町は、東北電力株式会社からの事故情報、国及び県からの避難及び避難準備等の情報を住民等に対して確実に伝達し共有できるよう以下に留意し、情報伝達体制を確立の上、あらかじめ細目等について定めておく。また、訓練等を通じ、定期的な情報伝達の手順や有効性について確認を行う。

なお、情報伝達手段については、資料編資料8「住民に対する広報及び指示伝達システム図」のとおり。

1 迅速・的確な情報提供

迅速・的確な情報提供に当たっては、事故又は災害の経過に応じて住民等に提供すべき情報について、事象の進展状況や情報提供の対象地区に応じた具体的内容をあらかじめ整理しておく。

2 情報伝達手段の整備

地震や津波等との複合災害においても防災関係機関や住民等との情報連絡が途絶しないような体制を確保する。その際は、一般回線のほか、衛星通信回線、防災行政無線、広報車両及び立看板等の活用並びに多様なメディア（テレビ及びラジオ放送、携帯端末の緊急速報メール等）等のあらゆる手段の活用について考慮し、複数の伝達手段を確保するよう努める。

(1) 情報等の伝達手段・方法

防災関係機関及び住民等に対する情報伝達手段としては、下記の方法等によるものとし、できるだけ早期に具体的に示す。

- ① 防災行政無線による広報（同報系、移動系）
- ② 広報車による巡回広報
- ③ 緊急速報メール（エリアメール）による配信
- ④ ホームページへの掲載
- ⑤ 衛星電話回線による通信
- ⑥ 県防災行政無線による通信
- ⑦ 県緊急時連絡網装置による通信
- ⑧ 原子力防災アプリ

3 配慮が必要な住民等への情報伝達体制の整備

高齢者、障害児者、乳幼児、妊産婦、入院患者、外国人等の要配慮者、児童生徒、一時滞在者及びその支援者に対して、必要な情報が確実に伝達できるように多様な情報伝達手段を整備する。

4 住民相談窓口の設置等

町は、県及び国と連携し、住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口を女川町役場庁舎内に設置する。

第2節 住民広報活動

前節の情報伝達体制により住民等に対して広報を実施する際には、以下に留意し、あらかじめ細目等について定めておくことにより、迅速かつ的確な住民広報ができる体制を構築しておく。

また、海上作業等に対する広報については、県と調整を図った上で、海上保安庁、漁業関係機関等と連携し広報を実施する。

1 住民への広報を実施する際の注意

住民への広報を実施する際には、以下に留意する。

広報時における留意事項

- 迅速・的確であること
- あらゆる手段を活用すること
- 情報の発信元を明確にすること
- 事実に基づく正確なものであること
- わかりやすい表現とすること

2 住民への広報内容

住民への広報については、以下に示す伝達内容についてあらかじめ整理し、例文を準備しておく。

なお、例文に示した内容以外にも事象の展開状況等について住民に広報を実施する必要性が生じた場合には、必要に応じた広報を実施するものとする。

住民に対する広報内容

- 災害の状況及び今後の予測
 - ・事故等の進展状況
 - ・放射性物質の放出状況
- 町及び県並びに国、防災関係機関の対策状況
 - ・災害対策本部等の設置状況
- 地区（行政区）別の住民等の取るべき行動及び注意事項
 - ・避難準備、避難及び屋内退避等の必要性及び指示
 - ・避難先、避難経路の周知
 - ・避難又は屋内退避に当たっての注意点
- その他必要と認める事項

3 住民への広報時期

住民への広報については、迅速かつ繰り返し広報するよう努めるものとし、情報の空白時間がないよう定期的な情報提供に努める。

また、以下に示す事象ごとの広報の時期についても、あらかじめ整理しておく。

住民に対する広報時期

- 原子力発電所で事故が発生した場合
- 国、県又は町が警戒体制をとった際及び災害対策本部等を設置した場合
- 緊急事態区分（警戒事態・施設敷地緊急事態・全面緊急事態）が変更となった場合
- 避難等指示が発令された場合
- 環境中に放射性物質が放出された（放出される見込みがある）場合
- その他必要と認める時期

4 広報例文

災害発生時における住民に対する広報例文については、資料編資料9「防災広報無線広報文案」及び資料10「緊急メール文案」のとおり。

なお、広報車による現地巡回広報については、例文に準ずる。

第6章 住民への防護措置

第1節 基本的事項

1 段階的な防護措置と避難対象者の区分

原子力災害が発生若しくは発生するおそれがある場合の住民への防護措置は、緊急事態区分及びO I Lに基づき、災害等の状況に応じて段階的に実施される。

避難の実施については、表6-1-1に示すとおり、緊急事態区分及びO I Lに基づき、原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の別及び対象者の避難実施に係る困難さで実施時期が異なることに留意する。

2 放射線防護対策施設

(1) 位置づけ

P A Z及び準P A Z内の住民は、緊急事態区分に基づき、事態が進展した場合は町外への避難を行うことになるが、避難の実施により健康リスクが高まる者については、陽圧化装置により放射性物質による影響を低減した放射線防護対策施設（以下「防護施設」という。）に移動し、避難に必要な準備が整うまで屋内退避を実施する。また、離島においては、複合災害や悪天候等により住民が島外避難できない場合にも、避難態勢が整うまでの間、防護施設等において屋内退避を実施する。

(2) 整備場所

本町における住民避難を対象とする防護施設の整備場所は、次のとおり。

防護施設の整備場所

名 称	所在地
①旧女川第四小学校・女川第二中学校	女川町出島字合ノ浜54-2
②旧江島自然活動センター体育館	女川町江島字荒藪40
③女川町地域福祉センター	女川町鷲神浜字堀切山107-17
④小屋取地区放射線防護対策施設	女川町塚浜字竹ノ尻3-1

(3) 対象者

- ①旧女川第四小学校・女川第二中学校 出島及び寺間住民
- ②旧江島自然活動センター体育館 江島住民
- ③女川町地域福祉センター

- ・ P A Z内の住民のうち、避難の実施により健康リスクが高まる者
- ・ 女川町地域医療センター利用者のうち、介護等を要し自力での避難が困難な者

及び地域医療センター職員
④小屋取地区放射線防護対策施設 小屋取住民

表6-1-1 避難実施時期と避難対象者の関係

緊急事態 区分	県の対応	町の対応	避難対象者（住民）の行動	
			PAZ	UPZ
警戒事態	<ul style="list-style-type: none"> ○災害対策要員参集 ○情報収集・連絡体制の構築 ○関係市町への情報提供 ○輸送手段の確保 ○住民への情報提供 ○緊急時モニタリングの準備 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害対策要員参集 ○情報収集・連絡体制の構築 ○住民等への情報伝達 ○施設敷地緊急事態要避難者の避難準備 (避難先、避難所受付ステーション、輸送手段の確保等) 	<ul style="list-style-type: none"> ○施設敷地緊急事態要避難者の避難準備 ○今後の指示、情報等に留意 	<ul style="list-style-type: none"> ○今後の指示、情報等に留意
施設敷地 緊急事態	<ul style="list-style-type: none"> ○関係市町への情報提供 ○住民への情報提供 ○緊急時モニタリングの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○住民等への情報伝達 ○避難指示 対象：施設敷地緊急事態要避難者 ○避難準備指示 対象：PAZ及び準PAZ住民 ○安定ヨウ素剤の服用準備 ○今後の情報について住民等への注意喚起 	<ul style="list-style-type: none"> ○施設敷地緊急事態要避難者の避難実施 ○それ以外の住民の避難準備 ○安定ヨウ素剤の服用準備 ○今後の指示、情報等に留意 	<ul style="list-style-type: none"> ○屋内退避準備 ○今後の指示、情報等に留意
全面 緊急 事態	<ul style="list-style-type: none"> ○関係市町への情報提供 ○住民への情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ○住民等への情報伝達 ○避難指示 対象：PAZ及び準PAZ住民 ○安定ヨウ素剤の服用指示 ○屋内退避指示 対象：UPZ住民 	<ul style="list-style-type: none"> ○全住民の避難実施 ○安定ヨウ素剤の服用 	<ul style="list-style-type: none"> ○屋内退避の実施 ○今後の指示、情報等に留意
OIL1	<ul style="list-style-type: none"> ○市町に対する要請 緊急時モニタリング結果が基準値を超える場合、避難指示要請 	<ul style="list-style-type: none"> ○住民への指示： 基準値を超過した地域は避難又は一時移転。それ以外の地域は屋内退避 ○住民の避難状況の確認 	-	<ul style="list-style-type: none"> ○基準値を超過した地域は避難又は一時移転 ○それ以外の地域は屋内退避
OIL2				

【参考】要配慮者、避難行動要支援者及び施設敷地緊急事態要避難者について

要配慮者、避難行動要支援者及び施設敷地緊急事態要避難者は、災対法、原子力災害対策指針に定義されている。

○要配慮者

災害時に限定せず、一般に配慮を要する者を意味し、具体的には高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦、アレルギー等の慢性疾患を有する者等、特に配慮を要する者。

○避難行動要支援者

要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を必要とする者。なお、災対法第四十九条の十により、市町村長は当該市町村に居住する避難行動要支援者について名簿を作成することが義務づけられている。

○施設敷地緊急事態要避難者

P A Z内の住民等であって、施設敷地緊急事態の段階で避難等の予防的防護措置を実施すべき者として次に掲げる者をいう。

- イ 要配慮者（ロ又はハに該当する者を除く。）のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかるもの
- ロ 妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児とともに避難する必要がある者
- ハ 安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者

3 避難等の防護措置を実施する際の原則

(1) P A Z及びU P Z全域に関すること

- ① 自然災害による道路の寸断等で避難ができない場合、又は原子力災害対応が生命の危険を高める場合には、最も差し迫っている危険からの回避を優先し、状況に応じ避難行動に移行せず、避難の体制が整うまでの間は屋内退避を行いながら、防災関係機関等の救助を待つ。

屋内退避する場合、離島及び小屋取地区については、防護施設を基本とした屋内退避を実施し、その他の地区は自宅等にて屋内退避を実施する。

- ② 一時集合場所等から車両（民間バス、自衛隊車両等）、船舶及びヘリコプター等の交通手段にて避難を実施する際には、避難の優先順位が高い者から順に輸送する。

(2) P A Z 及び離島部に関すること

基本的には、施設敷地緊急事態要避難者は警戒事態、その他の住民は施設敷地緊急事態の段階で避難準備を行い、その後、施設敷地緊急事態要避難者は施設敷地緊急事態、その他の住民は全面緊急事態になった段階において避難を実施することになる。その際、避難準備の段階で自宅等に戻れていない場合でも、自宅等に戻ることなく、避難指示が発令された時点の所在地から避難を行う。

(3) U P Z（離島部を除く）に関すること

- ① 避難準備に関する情報が連絡(広報)された段階で自宅に戻り、避難指示が発令された際には自宅から避難する。ただし、事故の進展状況により避難指示発令までに帰宅できないことが見込まれる場合や、自然災害発生等の理由により所在地から帰宅できない場合には、所在地から避難を行う。
- ② P A Z に対して避難指示が発令された際には、通常、U P Z に対して屋内退避指示を行うことから、速やかに対象地区へ住民広報を行い、屋内退避を実施する。

4 避難手段

避難対象地域の住民は、自助・共助を優先しながら、自家用車等の手段により避難を実施するが、自家用車による避難が困難な住民については、国、県又は町の準備する交通(輸送)手段による避難を行う。

(1) 一般住民の避難

① 自家用車及び所有船舶による避難

自家用車を所有し、避難所まで移動可能な住民又は船舶を所有し、一時集合場所近辺の港湾若しくは漁港まで移動可能な住民は、自力で自家用車又は所有船舶により目的地まで移動する。

この場合、共助及び避難経路の渋滞緩和の観点から、近隣住民等との乗合せを原則とする。

また、町は、陸路避難を実施することが困難であるが、所有船舶での避難が可能な住民がいる場合、あらかじめ寄港地を選定しておくなど、状況に応じた検討を事前に実施し、その後の移動手手段等を準備する。

原子力災害時においては、避難手段となる車両に使用するガソリン等の燃料が入手困難となる場合も想定されるため、平時から住民に対し、所有自家用車又は所有船舶について、災害発生時の避難行動が迅速的確に実施できるよう、こまめな満タン給油を心がけるよう啓発する。

なお、津波注意報や津波警報等が発令されるなど、津波等の災害が予想されるときは、所有船舶による避難は実施しない。

② バス等の車両による避難

自家用車による避難が困難な住民は、あらかじめ定める一時集合場所に集合し、当該場所から国、県又は町が確保した避難用の車両（民間バス、自衛隊車両等）により避難先まで移動する。

③ 船舶、ヘリコプター等による避難

離島地区や倒木等の影響による交通遮断、寸断事象が発生し孤立状態となった地区等、陸路による避難が実施できない場合は、町は、国又は県が自衛隊及び海上保安庁等に要請して確保したヘリコプター又は船舶等により避難を実施する。

ヘリポート出発地点は、避難者の移動等を考慮した上、現実的に離着陸可能な場所を選定する。

到着地点のヘリポート又は港湾等からは、国、県又は町が確保した避難用車両（民間バス、自衛隊車両等）により避難先まで避難する。

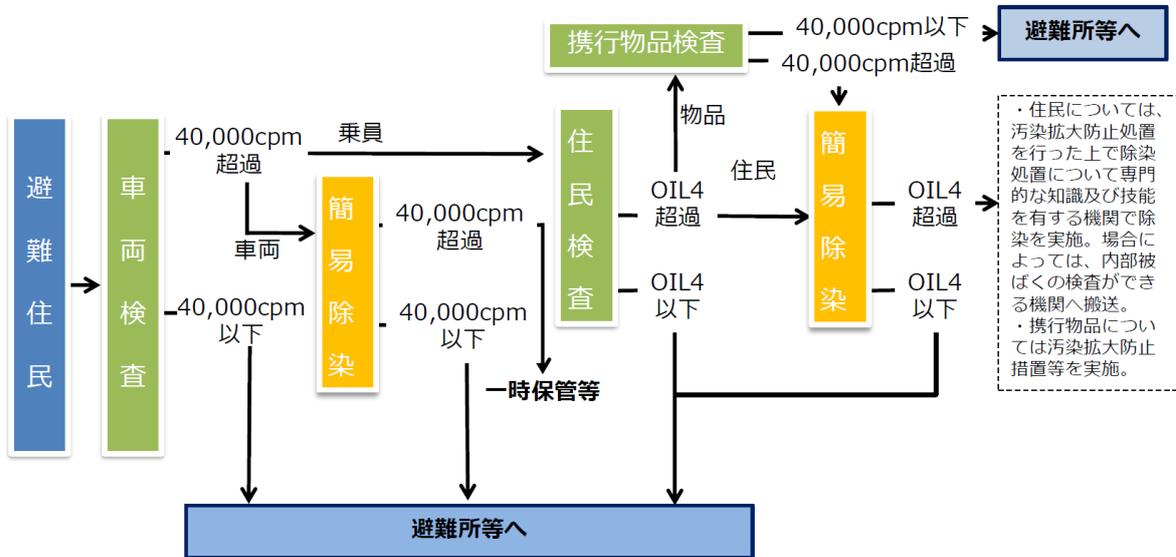
(2) 要配慮者の避難

前記(1)一般住民の避難手段による避難が適当ではないと判断される場合には、一般住民の避難手段に福祉車両、ヘリコプター等の輸送手段を適切に組み合わせた避難を実施する。

5 避難時の注意

(1) 避難退域時検査の実施

住民等（放射性物質が原子力発電所外に放出される前に予防的に避難を実施するP A Z内等の住民等を除く。）のうち傷病等により救急車で搬送されている者及び避難のため搬送中の病院等の入院患者以外の者は、県が国及び防災関係機関等と連携しながら設置する避難退域時検査場所を経由し、車両、避難住民又は携行品等の避難退域時検査（放射性物質の付着状況の検査）を受け、基準値を超える検査結果が得られた際には、除染等の措置を受けてから避難を継続する。



- ※ 避難時の除染や緊急事態応急対策活動等により発生した汚染水・汚染付着物等については原子力事業者が処理。
- ※ 車両の一時保管が必要となった場合は、原子力事業者の協力の下、保管場所を確保。

図 6 - 5 - 1 避難退域時検査時のフロー

6 避難関係情報の周知

住民等が混乱せず、迅速かつ適切に避難を実施することができるよう、町は、避難時の広報用パンフレット等を作成して、あらかじめ以下の項目について住民等へ周知する。

- 原子力災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合に取りべき行動
- 段階的な防護措置の考え方
- 避難等が発令される時期、避難の手段及び基本的な避難候補経路
- 地区（行政区）の一時集合場所、安定ヨウ素剤の配布場所、避難退域時検査場所、避難先自治体名及び避難所受付ステーションの場所

第2節 安定ヨウ素剤の配備・服用等

1 安定ヨウ素剤の服用

(1) 目的及び効果

原子力災害が発生した場合、放射性物質として気体状のクリプトン、キセノン等の希ガスとともに揮発性の放射性ヨウ素が周辺環境に放出される可能性がある。

このうち、希ガスは外部被ばくにより、放射性ヨウ素は内部被ばくにより、人体に影響を与えることが予想され、人が放射性ヨウ素を吸入し、身体に取り込むと、甲状腺に選択的に集積するため、放射線の内部被ばくによる甲状腺がん等を発生させる可能性がある。

放射性ヨウ素による内部被ばくに対しては、安定ヨウ素剤を服用すれば、放射性ヨウ素の甲状腺への集積を防ぐことができるため、甲状腺の被ばくを低減する効果がある。

ただし、安定ヨウ素剤の服用は、甲状腺以外の臓器への内部被ばくや希ガス等による外部被ばくに対して、放射線影響を防護する効果は全くないことに留意する必要がある。

さらに適切なタイミングで安定ヨウ素剤を投与することが重要であり、時間の経過とともに被ばく抑制効果が急減することに注意する必要がある。

(2) 必要性

安定ヨウ素剤をあらかじめ服用することは、放射性ヨウ素による甲状腺被ばくを低減するための手段の一つで、放射性ヨウ素による内部被ばくに対する防護効果に限定されることから、避難や屋内退避等と組み合わせて活用する必要がある。

(3) 有効性

原子力災害時に放出された放射性ヨウ素の吸入による甲状腺への影響が著しいと予測された場合、安定ヨウ素剤を適切なタイミングで服用すれば、甲状腺への放射性ヨウ素の集積を効果的に抑制し、甲状腺への障害を低減できることが報告されている。このため、国の原子力規制委員会が必要性を判断し、原子力災害対策本部又は県災害対策本部の指示に基づき、屋内退避や避難の防護対策とともに安定ヨウ素剤を服用することとする。

(4) 服用の判断

安定ヨウ素剤の服用の判断は、国が判断する。

県及び町は、国の判断に基づき安定ヨウ素剤の服用等を指示する。

安定ヨウ素剤を効果的に利用するためには、服用のタイミングが大変重要であることから、国又は県若しくは町の指示による服用を行うこととする。

(5) 地域ごとの対応の考慮

町は、県及び関係市町と協力し、安定ヨウ素剤の服用は、原子力災害対策指針に基づくものとなることから、服用等に当たっては、段階的避難指示が発令されることを考慮したうえ、地域別の対応に努める。

(6) 対応概要

安定ヨウ素剤の配布・服用については、国が決定した方針に従い、又は通信手段の途絶等により、国の指示を受けることができない不測の事態の場合等には、町の独自の判断により、安定ヨウ素剤の服用に係る防護対策の指標を超える放射性ヨウ素の放出又はそのおそれがある場合には、直ちに服用対象の避難者等が安定ヨウ素剤を服用できるよう、服用すべき時期及び服用の方法の指示、医師・薬剤師の確保等その他の必要事項について県と協議検討したうえ必要な措置を講じる。

2 事前配布対象地域

(1) 事前配布を行う地域

安定ヨウ素剤の事前配布対象地域については、本書第2章第2節に示す避難の対象地域のうち、女川原子力発電所から概ね5km圏内となるPAZ内及び離島部とする。

(2) 事前配布を行わない地域

安定ヨウ素剤の事前配布を行わない地域については、女川原子力発電所から概ね5km～30km圏内となるUPZ内（離島部を除く）とする。

3 服用対象者

PAZ内及び離島部の住民のうち、下記に示す者以外の全ての住民を対象とする。

(1) 事前配布の対象とならない者

① 服用不適者

(安定ヨウ素剤の成分又はヨウ素に対し、過敏症の既往歴のある者)

② 自らの意思で服用しない者

4 服用方法

(1) 服用回数

原則1回とする。

(2) 服用量

下表に示す年齢に応じた量を服用するものとする。

安定ヨウ素剤予防服用に対する規定量

対象者	ヨウ素量 (mg)	ヨウ化カリウム量 (mg)	服用量
生後1か月未満	12.5	16.3	ゼリー剤(16.3 mg) 1包
生後1か月以上3歳未満	25	32.5	ゼリー剤(32.5 mg) 1包
3歳以上13歳未満	38	50	丸剤(50 mg) 1丸
13歳以上	76	100	丸剤(50 mg) 2丸

5 服用制限

安定ヨウ素剤の服用により、重篤な副作用のおそれがある者には、医師等の判断により、安定ヨウ素剤を服用させないよう配慮し、避難を優先させる。

6 服用の時期

原則として、国が避難と合わせた防護措置として、安定ヨウ素剤服用の必要性を判断し、原子力災害対策本部長又は県災害対策本部長の指示を受け、町災害対策本部長が住民等及び防災業務従事者に対し服用を指示する。

(1) P A Z（概ね5 km圏内）及び離島部

全面緊急事態の発生後、避難指示があった場合、直ちに避難するとともに、安定ヨウ素剤の服用指示により服用する。

なお、安定ヨウ素を服用できないと医師が判断した者など施設敷地緊急事態要避難者については、安定ヨウ素剤を服用する必要性のない段階である施設敷地緊急事態において、優先的に避難する。

(2) U P Z（概ね5～30 km圏内）（離島部を除く）

全面緊急事態の発生後、速やかに屋内退避を実施する。

その後、原子力施設の状況や空間放射線量率等の事象に応じて、必要な避難等の防護措置が講じられることから、避難等の際に指示に従い服用する。

安定ヨウ素剤の配備、服用に関する現状においての基本的な考えは、国が示す内容によるものとし、今後、県と本町を含めた関係市町において検討協議を重ね配備、服用に関する事項を定めるものとする。

【安定ヨウ素剤の服用時期と効果】

安定ヨウ素剤の服用時期	効果
放射性ヨウ素にさらされる24時間前	90%以上の抑制効果
放射性ヨウ素を吸入した8時間後	40%の抑制効果
放射性ヨウ素を吸入した24時間後	7%の抑制効果

資料：「原子力災害における安定ヨウ素剤服用ガイドブック」日本医師会

出典：Health Phys., 78, 2000

- ※ 安定ヨウ素剤は、放射性ヨウ素が体内に取り込まれることを防ぐことはできないが、甲状腺への放射性ヨウ素の集積を抑制し、甲状腺の内部被ばくを低減する効果がある。
- ※ 安定ヨウ素剤は、放射性ヨウ素以外の放射性核種による被ばくを低減することはできない。

7 事前配布体制の整備等

町は、県と協力し、国の方針を基に、P A Z内及び離島部の行政区に対する安定ヨウ素剤の事前配布を以下のとおり実施するものとする。

(1) 事前配布説明会の体制整備と対応

- ① 町と県が協議し、安定ヨウ素剤の事前配布に関する体制を整備する。
- ② 事前配布説明会に関する内容は、町と県が協議する。
- ③ 事前配布説明会は、原則として、医師、薬剤師、保健師の協力を得て行う。
- ④ 事前配布に当たっては、原則として、説明会等を開催し、安定ヨウ素剤の取扱いに関する留意点等の説明や、問診による服用可否の確認を行った上で配布するとともに、各情報を適切に管理する。
- ⑤ 対象年齢に達した場合や対象住民の意思変更等による再配布の手順等については、町と県で協議のうえ適切に対応する。
- ⑥ 安定ヨウ素剤は、使用期限（丸剤は5年、ゼリー剤は3年）ごとに更新する必要があるため、更新手順等に関しては、町と県が十分な協議を行い、適切に対応する。

(2) 緊急時における安定ヨウ素剤の配布

緊急時における安定ヨウ素剤の配布を行うに当たって、町は、県が関係市町との協議により決定した候補地の中から、事態の進展状況や避難先・避難ルート等を勘案し、県の指示等に従い配布場所を決定する。

8 町職員が屋外で防災関係業務に従事する場合の対応

全面緊急事態以降において、避難地域における住民の避難誘導、連絡等のために屋外で防災関連業務に従事する可能性のある町職員は、当該業務を開始する際に安定ヨウ素剤の配布を受けて携行し、服用の指示に基づき服用する。

なお、携行していない町職員がいる場合には、町からの追加的な安定ヨウ素剤の配布を受けるか、近隣の配布場所で配布を受ける必要がある。

また、業務が1日以上継続する場合には、連続服用を考慮する必要があるが、業務が長期間に及ぶことも想定し、交代職員の確保等、安定ヨウ素剤を長期間連用する必要のない体制を整えることが必要であるが、これらの防災作業には、妊娠中、授乳中、妊娠の可能性のある女性は除くべきである。

さらに、防災関連業務に従事する可能性がある者は、事前に放射線業務に関する教育研修を受けるか、それ相当の防護知識を習得しておくことが望ましい。

第7章 住民等の避難行動

第1節 広域避難の実施

1 一般住民の避難措置

町は、国若しくは県から避難等指示があった場合、又は町独自の判断により避難等を実施する際には、速やかに避難対象地区へ住民広報を行い、避難等を実施する。

以下に避難時のポイントを示し、避難の流れのイメージを図7-1-1に示す。

避難時のポイント

- 避難手段は、①～③とする。
 - ① 自家用車及び所有船舶による避難
 - ② 一時集合場所からのバス等の車両による避難
 - ③ 離島地区や交通遮断地区等、①又は②が選択できない場合は、船舶、ヘリコプター等による避難
- 避難指示と同時に安定ヨウ素剤配布の指示が発令された場合は、配布場所を經由し、安定ヨウ素剤を受領する。
- 避難経路上に設置する「避難退域時検査場所」を經由する。(放射性物質が原子力発電所外に放出される前に予防的に避難を実施する住民等を除く。)
- 基本的に避難先自治体(栗原市)に設置する「避難所受付ステーション」にて、避難先の指示を受け、避難施設まで移動する。

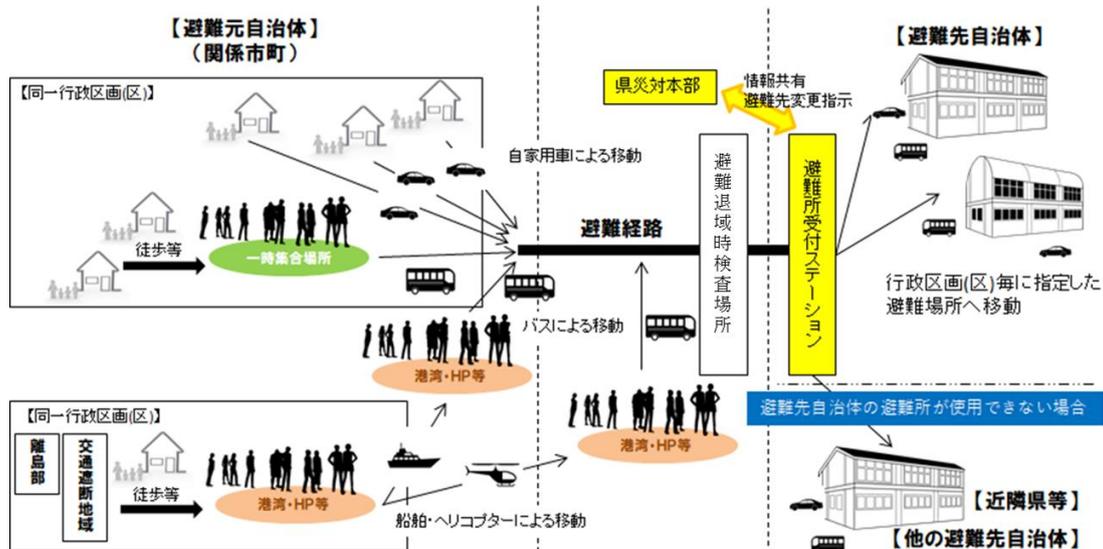


図7-1-1 一般住民の避難イメージ

(1) 避難行動

住民の避難に当たっては、前記「1 一般住民の避難措置」の項目で示した内容に留意し、国が原子力災害対策指針で示す段階的避難の実施を基本とする。

避難手段は、自家用車での避難とし、自家用車避難が困難な場合は、県又は町で確保する輸送手段（民間バス、自衛隊車両等）で避難を行う。

① P A Z（出島含む）

P A Z（出島含む）の住民は、原子力発電所の事故の進展に応じて、施設敷地緊急事態要避難者、一般住民の順に避難行動が取れる準備を行い、国からの避難決定に基づく避難指示があった時点で避難を開始する。

② 離島

離島の住民は、基本的には上記①と同様とし、船舶又はヘリコプターによる海路避難後、県又は町で確保する輸送手段（民間バス、自衛隊車両等）で避難を行う。

海路避難の実施が困難な場合は、避難の体制が整うまでの間、防護施設にて屋内退避を行う。

③ U P Z（離島部を除く）

U P Z（離島部を除く）の住民は、P A Z内に緊急事態区分に基づいた避難指示が行われた段階では、U P Z内は屋内退避が指示されるため、屋内退避を実施する指示があった場合は、早期に屋内退避を行う。

その後、放射性物質が放出され、環境中の空間放射線量率の実測により、O I Lに基づく避難指示が行われた場合、指示に基づき避難を行う。

2 園児、児童及び生徒への措置

(1) 学校等における対応

町内の学校等（保育所、小学校、中学校、支援学校等をいう。以下同様とする。）は、町防災計画第2章第13節第4に基づき、県及び町と連携し、学校等ごとの地理的状况等を考慮するほか、本計画、「学校防災マニュアル作成ガイド（平成24年10月 宮城県教育委員会）」及び「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き（文部科学省）」等の各種資料を参考にして、原子力災害等が発生した時に適切な行動が取れるよう、あらかじめ学校等ごとに避難計画又は避難等に係るマニュアルを作成する。

(2) 学校等在校中の場合における対応

① 警戒事態及び施設敷地緊急事態における対応

園児、児童及び生徒（以下「生徒等」という。）が学校等に在校している際に、女川原子力発電所で事故が発生し、かつ、事象の進展状況が急激でない場合は、家族単位での避難実施や災害発生に係る子供への心理的配慮の観点を考慮した対応を行うため、放射性物質が環境中に放出されていない警戒事態から施設敷地緊急事態までの間に、生徒等の帰宅指導や保護者への引き渡しを行う。

ただし、この判断には、発生した事故の状況を十分に把握したうえで対応する必要があることから、町は、県等と連携して適切な情報交換を行い、必要に応じて帰宅等の助言等を実施する。

② 全面緊急事態における対応

保護者に連絡が付かない等、突発的な理由が発生し、上記①の対応が困難であり、屋内退避の指示が発令された場合には、有効的な屋内退避手段となるコンクリート構造の校舎内に屋内退避を実施する。

③ 避難指示発令時の対応

全面緊急事態以降に放射性物質が放出され、避難指示が発令された場合には、学校等から車両等（民間バス、自衛隊車両等）の輸送手段により、集団避難を実施し、避難先で保護者への引渡しを行う。

この場合、町は、県と連携し、輸送手段の確保に努める。

3 観光客等一時滞在者への措置

(1) 自力避難が可能な一時滞在者への避難措置

県及び町は、町内の観光客等の一時滞在者に対して、災害情報を防災行政無線、テレビ、ラジオ放送、広報車、緊急速報メール（エリアメール）等の様々な媒体を活用して伝達するほか、観光協会、その他の関係団体等を通じて、必要な情報を迅速かつ滞りなく伝達し、状況に応じて早期の帰宅等を促す。

警戒事態の段階で町内に滞在している一時滞在者については、即時帰宅させることを原則とする。

(2) 自力避難が困難な一時滞在者の避難措置

自家用車による帰宅が困難な一時滞在者について、PAZ内又は離島部に滞在している場合は施設敷地緊急事態の段階で、UPZ内に滞在している場合は避難指示が発令された段階で、適切な誘導により最寄りの一時集合場所に集合させる等した上、一般住民とともに車両等（民間バス、自衛隊車両等）により避難を行う。

第2節 要配慮者（施設敷地緊急事態要避難者を含む）の避難

1 在宅の要配慮者の避難措置

在宅の要配慮者について、避難時のポイント及び一般住民の避難と異なる点は以下のとおりであり、避難の流れのイメージは図7-2-1に示す。

なお、要配慮者の避難計画策定時には、本計画のほか、「宮城県避難行動要支援者等に対する支援ガイドライン」（令和6年3月改訂 宮城県）を併せて参考とする。

この場合、要配慮者の避難措置に関する事項について、保健福祉関係及び医療関係を所管する関係課、関係機関等との調整を行う。

避難時のポイント

- 避難手段は、一般住民の避難方法を基礎として、福祉車両、救急車、ヘリコプター等の輸送手段を適切に組み合わせ、住民の状態に応じた避難手段とする。
- 避難経路上に設置する「避難退域時検査場所」を経由する。（放射性物質が原子力発電所外に放出される前に予防的に避難を実施する住民（PAZ内及び離島部）等を除く。）
- 救急車による避難については、その緊急性から必ずしも避難経路に沿った避難を要さず、また「避難退域時検査場所」を必ず通過することも要さない。
- 基本的に避難先自治体（栗原市）に設置する「避難所受付ステーション」にて、避難先の指示を受け、一般の避難施設に避難するが、その後、必要に応じて福祉避難所に移送する。

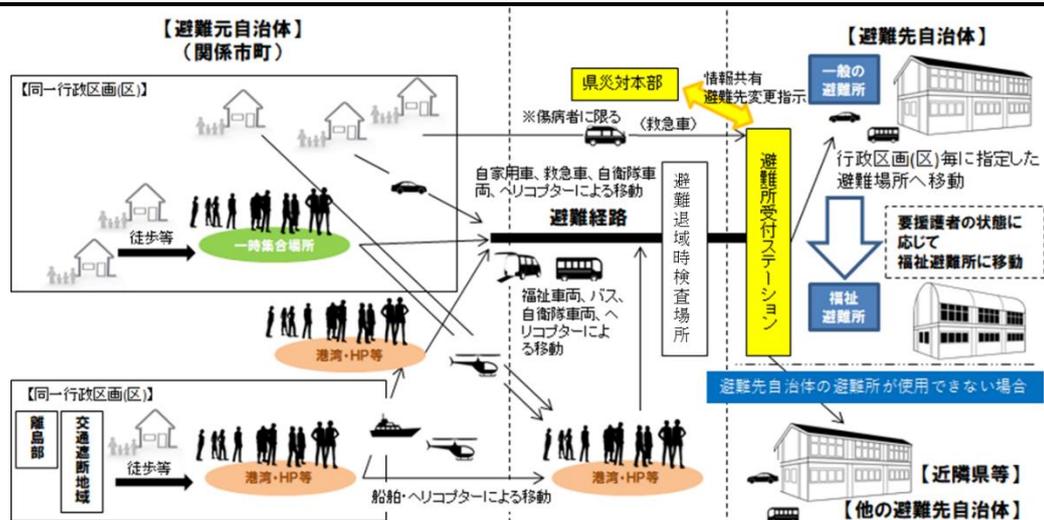


図7-2-1 在宅の要配慮者の避難イメージ

(1) 避難手段

一般住民の避難方法を基礎として、福祉車両、救急車、ヘリコプター等の輸送手段を適切に組み合わせ、要配慮者の状態に応じた以下の避難手段とする。

- ① 自身での避難又は介助者が同伴することにより、自力で避難が可能な要配慮者については、自家用車での避難とする。
- ② 自力での避難（自家用車等による避難）ができないが、自身での移動又は介助者が同伴することにより、一時集合場所まで移動が可能な要配慮者については、当該場所から国、県又は町が確保した避難用の輸送手段により避難を実施する。
この場合、町は、要配慮者の心身状態等を勘案し適切な輸送手段を選択する。
- ③ 自力の避難ができず、一時集合場所までの移動も困難な要配慮者については、自宅から国、県又は町が確保した避難用の輸送手段により避難を実施する。
その場合、要配慮者の状態に応じた輸送手段を適切に選択する。

(2) 避難経路

一般住民の避難経路と同一とする。ただし、避難手段に救急車を選択した要配慮者については、その緊急性から必ずしも避難経路に沿った避難をすることはなく、同様の理由から、避難退域時検査場所も経由しなくてよい。

(3) 避難場所

基本的には、一般住民の避難対応と同じく、避難先自治体（栗原市）に設置する「避難所受付ステーション」にて、避難先の指示を受け一般の避難施設に移動する。
その後、必要に応じて福祉避難所に移送等する。

(4) 施設敷地緊急事態要避難者に関すること

施設敷地緊急事態時に避難を実施する際、避難対象者である施設敷地緊急事態要避難者が避難の途中又は避難後の生活時に介助者を必要とする場合、介助者が施設敷地緊急事態要避難者に該当しなくとも同時に避難する。

【参考】福祉避難所について

福祉避難所とは、要援護者（高齢者、障害者等）が安心して生活ができる体制を整備（段差の解消やスロープの設置、情報関連機器（ラジオ、テレビ、電光掲示板）の整備等）した避難所である。
耐震、耐火、鉄筋構造等を備え、バリアフリー化されている老人福祉センター等の既存施設を利用して設置することができるほか、一般の避難所の一室を利用して設置することも可。

（参考）中央防災会議災害時の避難に関する専門調査会（第5回）配付資料（平成23年2月24日 内閣府）

2 通所施設利用者の避難措置

通所施設の利用者について、避難時のポイント及び一般住民の避難と異なる点については以下のとおりであり、避難の流れのイメージは図7-2-2に示す。

当該施設において避難計画策定時には、本計画のほか、「宮城県避難行動要支援者等に対する支援ガイドライン」（令和6年3月改訂 宮城県）を併せて参考とすること。

この場合、要配慮者の避難措置に関する事項について、保健福祉関係及び医療関係を所管する関係課、関係機関等との調整を行うこと。

避難時のポイント

- あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、当該施設職員の指示のもと、迅速かつ安全に、利用者を避難又は屋内退避させる。
- 避難指示までに帰宅できない場合等を除き、原則として、避難準備に関する情報が発出された段階で利用者を帰宅させ、避難指示発令時には、自宅から避難する。
- 避難の実施により利用者の健康リスクが高まる場合には、避難より屋内退避を優先することが必要な場合があることから、利用者の健康リスクを考慮した対応を実施する。
- 避難手段は、一般住民の避難方法を基礎として、福祉車両、ヘリコプター等の輸送手段を適切に組み合わせ、利用者の状態に応じた避難手段とする。
- 施設は、避難準備に関する情報が発出された段階で町災害対策本部等に対し、必要な輸送手段について連絡する。
- 避難経路上に設置する「避難退域時検査場所」を経由する。（放射性物質が原子力発電所外に放出される前に予防的に避難を実施する住民（PAZ内及び離島部）等を除く。）
- 避難者は、避難先自治体（栗原市）に設置する「避難所受付ステーション」にて、避難施設（福祉避難所）の指示を受け、当該避難施設（福祉避難所）に避難する。しかしながら、基本的には福祉避難所に避難するものの、一般の避難所での生活が可能なのは、一般の避難所に避難する。

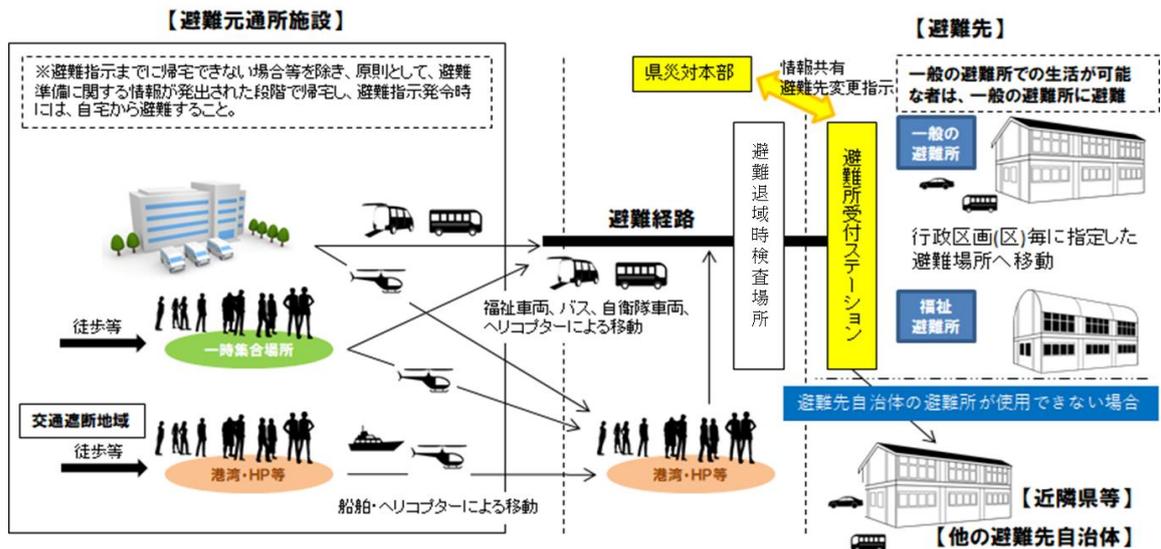


図7-2-2 通所施設の避難イメージ

(1) 通所施設における対応時の基本的事項

- ① 通所施設は、避難等指示が発令された場合、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示のもと、迅速かつ安全に、利用者を避難又は屋内退避させる。
- ② 避難指示の発令までに帰宅できない場合等を除き、原則として、避難準備に関する情報が発出された段階で利用者を帰宅させ、避難指示発令時には自宅から避難する。
- ③ 通所施設は、利用者を避難させた場合は、町に対し速やかにその旨連絡する。
- ④ 避難の実施により利用者の健康リスクが高まる場合には、避難より屋内退避を優先することが必要な場合があり、この場合は、一般的に遮へい効果や建屋の気密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避が有効であることに留意する。

(2) 避難手段

一般住民の避難方法を基礎として、福祉車両、ヘリコプター等の輸送手段を適切に組み合わせ、通所施設及び要支援者の状態に応じた以下の避難手段とする。

- ① 通所施設が所有する車両を最大限活用し、自力による避難に努める。
- ② 自力での避難（自家用車等による避難）ができないが、利用者自身での移動又は介助者が同伴することにより、一時集合場所まで移動が可能な利用者については、当該場所から国、県又は町が確保した避難用の輸送手段により避難を実施する。

なお、当該施設は、避難準備に関する情報が発出された段階で町災害対策本部等に対し、必要な輸送手段について連絡する。

- ③ 自力の避難ができず、一時集合場所までの移動も困難な利用者については、通所施設から国、県又は町が確保した車両（民間バス、自衛隊車両等）、福祉車両

ま又はヘリコプター等の輸送手段により避難を実施する。その際、避難準備に関する情報が発出された段階で町災害対策本部等に対し、必要な輸送手段について連絡する。

(3) 避難経路

一般住民の避難経路と同一とする。ただし、避難手段に救急車を選択した要配慮者については、その緊急性から必ずしも避難経路に沿った避難をすることはなく、同様の理由から、避難退域時検査場所も経由しなくてよい。

(4) 避難場所

基本的には福祉避難所に避難する。

ただし、一般の避難所での生活が可能な者は、行政区ごとに定められる一般の避難所に避難する。この場合において、避難先自治体（栗原市）に設置する「避難所受付ステーション」にて、避難先の指示を受け移動する。

3 社会福祉施設入所者の避難措置

社会福祉施設の入所者について、避難時のポイント及び一般住民の避難と異なる点については以下のとおりであり、避難の流れのイメージは図7-2-3に示す。

当該施設において、避難計画策定時には、本書のほか、「宮城県避難行動要支援者等に対する支援ガイドライン」（令和6年3月改訂 宮城県）を併せて参考とすること。

この場合、要配慮者の避難措置に関する事項について、保健福祉関係及び医療関係を所管する関係課、関係機関等との調整を行うこと。

避難時のポイント

- あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、当該施設職員の指示のもと、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避難又は屋内退避させる。
- 帰宅が可能な入所者又は利用者については、避難準備に関する情報が発出された段階で帰宅させ、避難指示発令時には、自宅から避難させることは差し支えない。
- 避難の実施により入所者又は利用者の健康リスクが高まる場合には、避難より屋内退避を優先することが必要な場合がある。
- 避難手段は、一般住民の避難方法を基礎として、福祉車両、ヘリコプター等の輸送手段を適切に組み合わせ、入所者又は利用者の状態に応じた避難手段とする。
- 避難準備に関する情報が発出された段階で町災害対策本部等に対し、必要な輸送手段について連絡する。
- 避難経路上に設置する「避難退域時検査場所」を経由する。（放射性物質が原子力発電所外に放出される前に予防的に避難を実施する住民等を除く。）
- 社会福祉施設があらかじめ定めた受入先社会福祉施設に避難を実施する。なお、受入先の調整に時間を要する場合には、一般の避難所に避難させ、その後、受入先に移送する。

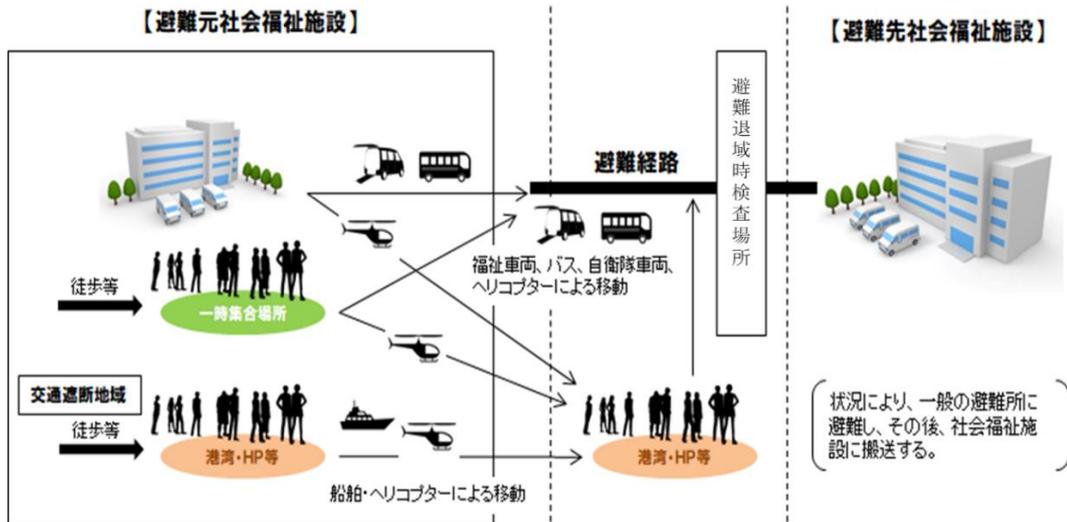


図7-2-3 社会福祉施設の避難イメージ

(1) 社会福祉施設における対応時の基本的事項

- ① 社会福祉施設は、避難等指示が発令された場合、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示のもと、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避難又は屋内退避させる。
- ② 帰宅が可能な入所者又は利用者については、避難準備に関する情報が発出された段階で帰宅させ、避難指示発令時には自宅から避難させることは差し支えない。
- ③ 入所者又は利用者を避難させた場合は、県に対し速やかにその旨連絡する。
- ④ 県は、社会福祉施設からの避難が県内の他の施設で対処できない場合は、周辺都道府県及び国に対し、社会福祉施設等への受入協力を要請する等、避難先の調整のため必要な支援を行うこととする。
- ⑤ 避難の実施により入所者又は利用者の健康リスクが高まる場合には、避難より屋内退避を優先することが必要な場合がある。

この場合、一般的に遮へい効果や建屋の気密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避が有効であることに留意する。

(2) 避難手段

一般住民の避難方法を基礎として、福祉車両、ヘリコプター等の輸送手段を適切に組み合わせ、社会福祉施設及び入所者等の状態に応じた以下の避難手段とする。

- ① 社会福祉施設が所有する車両を最大限活用し、自力による避難に努める。
- ② 自力での避難ができないが、入所者又は利用者自身での移動若しくは介助者が同伴することにより、一時集合場所まで移動が可能な入所者又は利用者については、当該場所から国、県又は町が確保した避難用の輸送手段により避難を実施する。

なお、当該施設は、避難準備に関する情報が発出された段階で町災害対策本部

等に対し、必要な輸送手段について連絡する。

- ③ 自力の避難ができず、一時集合場所までの移動も困難な入所者又は利用者については、社会福祉施設から国、県又は町が確保した車両（民間バス、自衛隊車両等）、福祉車両又はヘリコプター等の輸送手段により避難を実施する。

その際、避難準備に関する情報が発出された段階で町災害対策本部等に対し、必要な輸送手段について連絡する。

(3) 避難経路

一般住民の避難経路と同一とする。ただし、避難手段に救急車を選択した要配慮者については、その緊急性から必ずしも避難経路に沿った避難をすることはなく、同様の理由から、避難退域時検査場所も経由しなくてよい。

(4) 避難場所

社会福祉施設が施設ごとに定めた避難計画等にあらかじめ定めている受入先の社会福祉施設に避難を実施することを基本とする。

なお、受入先社会福祉施設の調整に時間を要する場合には、避難を優先させるために一時的に一般の避難所に避難させ、その後、受入先社会福祉施設に移送する。

4 病院等の入院患者等の避難措置

病院等の入院患者等について、避難時のポイント及び一般住民の避難と異なる点については以下のとおりであり、避難の流れのイメージは図7-2-4に示す。

避難時のポイント

- あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に入院患者、外来患者、見舞客等を避難、他の医療機関への転院又は屋内退避させる。
- 避難指示までに帰宅できない場合等を除き、原則として、避難準備に関する情報が発出された段階で外来患者及び見舞客等その他病院施設内にいる一般住民を帰宅させ、避難指示発令時には、自宅から避難する。
- 避難の実施により患者の健康リスクが高まる場合には、避難より屋内退避を優先することが必要な場合がある。
- 避難手段は、福祉車両、救急車、ヘリコプター等の輸送手段を適切に組み合わせ、病院等の状態に応じた避難手段とする。
- 患者の搬送という緊急性から必ずしも避難経路に沿った避難を実施する必要はなく、「避難退域時検査場所」も経由しなくてよい。
- 受入先の調整に時間を要する場合には、一般の避難所に避難させ、その後、受入先に移送する。

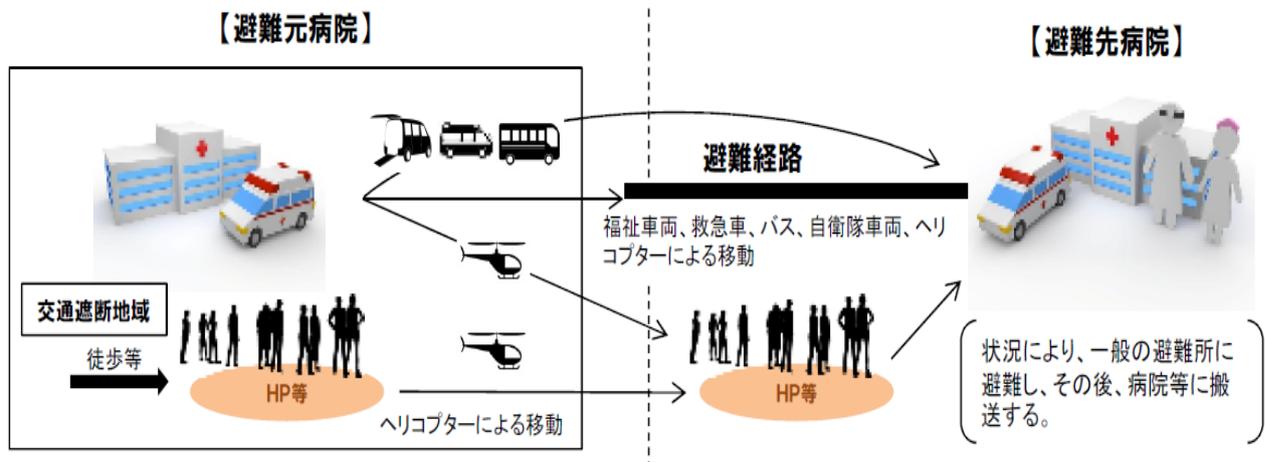


図7-2-4 病院の避難イメージ

(1) 病院等の施設における対応時の基本的事項

- ① 避難等指示が発令された場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難、他の医療機関への転院又は屋内退避させる。
- ② 帰宅が可能な外来患者又は見舞客等については、避難準備に関する情報が発出された段階で帰宅させ、避難指示発令時には自宅から避難させることは差し支えない。
- ③ 病院等は、入院患者、外来患者、見舞客等を避難させた場合は、県に対し速やかにその旨連絡する。
- ④ 県は、病院等医療機関の避難が必要となった場合は、国の協力のもと、医師会等の関係機関と連携し、入院患者の転院先となる医療機関を調整するものとする。県内の医療機関では転院に対処できない場合は、周辺都道府県及び国に対し、受入協力を要請する。
- ⑤ 避難の実施により患者の健康リスクが高まる場合には、避難より屋内退避を優先することが必要な場合があり、この場合は、一般的に遮へい効果や建屋の気密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避が有効であることに留意する。

(2) 避難手段

福祉車両、救急車、ヘリコプター等の輸送手段を適切に組み合わせ、病院及び入院患者等の状態に応じた以下の避難手段とする。

- ① 病院等が所有する車両を最大限活用し、自力による避難に努める。
- ② 自力での避難ができない場合には、病院から国、県又は町が確保した車両（民間バス、自衛隊車両等）、福祉車両、救急車又はヘリコプター等の輸送手段により避難を実施する。

なお、当該施設は、避難準備に関する情報が発出された段階で町災害対策本部等に対し、必要な輸送手段について連絡する。

(3) 避難経路

患者の搬送という緊急性を考慮し、必ずしも避難経路に沿った避難をする必要はなく、また、同様の理由から避難退域時検査場所を経由しなくてよい。

(4) 避難場所

受入先病院等の調整に時間を要する場合には、患者の状態に応じて、一般の避難所に避難可能な者は一時的に一般の避難所に避難させ、その後、受入先医療機関に移送する。

5 各施設別の避難計画の策定

(1) 病院等医療機関

病院等医療機関の管理者は、県及び町と連携し、原子力災害時における避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者の搬送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等についての避難等計画を作成する。

また、県は、国の協力のもと病院等医療機関の避難に備え、医師会等の関係機関と連携し、入院患者の転院先の調整方法についてあらかじめ定めておくこととする。

(2) 介護保険施設、障害者支援施設等の社会福祉施設

介護保険施設、障害者支援施設等の社会福祉施設の管理者は、県及び町と連携し、原子力災害時における施設入所者及び利用者等を安全かつ迅速に避難させるため、施設職員の役割等の体制を考慮し、避難所・避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難等計画を作成する。

また、県は、社会福祉施設に対し、あらかじめ、県内のUPZ外の地域や周辺都道府県における同種の施設やホテル等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう指導に努め、併せて、その内容を都道府県に登録するよう要請するとともに、社会福祉施設に対して災害時に派遣可能な職員数の登録を要請することや、関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努めるものとする。

6 外国人への措置

県及び町は、外国人（町民）及び外国人観光客に対して、災害情報、避難準備、避難指示等の避難に関する情報等が正しく伝達できるよう、地域国際化協会等と連携し、外国語や平易な日本語により広報を行う。

この場合における広報手段として、広報車や防災行政無線のほか、インターネットやSNS等を活用して多言語情報による提供を行う。

第8章 避難住民の支援体制等

第1節 避難所及び福祉避難所の開設

1 基本的事項

避難所、福祉避難所及び避難所受付ステーションの開設並びに避難住民の誘導等の受入れに係る対応については、避難開始が切迫若しくは避難を実施している状況下で行うものであり、県及び町は住民防護に対して組織の全力を挙げて対応しなければならない。

このような状況を勘案し、避難住民受入れに係る初期において、本町による避難所の運営が困難な場合には、本町の体制が整うまでの間、避難先自治体が避難者の受入れを行うなど避難所の運営を行うものとし、受入等の詳細については、協定等による町との取り決めにより行う。

2 初期の対応

(1) 災害に係る情報連絡及び避難所等の開設要請

県は、東北電力株式会社及び国から通報連絡を受けた事項について、避難先自治体に情報連絡する。

【警戒事態】県は、必要に応じて、情報連絡を実施する。

【施設敷地緊急事態】県は、住民避難を円滑に実施することを目的として、情報連絡を実施する。

なお、避難所等の開設が必要と認められた場合には、随時、県又は町が避難先自治体に要請する。

(2) 開設等の順序

避難所等の開設に関する順序については、以下のとおりとする。

1 避難所受付ステーションの開設

避難先自治体は、受付場所等の設営を行い、あらかじめ本町と調整して準備していた行政区ごとの「避難所割当案」を準備する。



2 避難所及び福祉避難所の開設

避難先自治体は、「避難所割当案」に定めた避難所等に職員等を派遣し、使用の可否を確認し、使用可能であれば、順次、避難所等の設営を行う。

また、「避難所割当案」に定めた避難所が使用不可能な場合には、避難所割当案で指定されている他の避難所への割当てを調整する。



※次頁へ

3 県災害対策本部への連絡

避難先自治体は、自らの自治体のみでの対応が困難な場合は、その状況を県災害対策本部へ連絡する。

県災害対策本部は、全避難所受付ステーションからの情報を集約し、避難所の空き状況かつしばらくの間は避難指示が発令されない見込みの地域の避難所を把握しておき、必要に応じ、県内他市町村又は隣接県等の避難所に再割当てを行い、該当自治体（避難所受付ステーション）に結果を通知する。



4 避難所への避難住民の割当て

避難所受付ステーションに住民が到着した後、避難所割当案（県災害対策本部から再割当案が示された場合には当該案）に従い、住民に対して避難所を指示案内する。

第2節 避難所及び福祉避難所の運営

1 初期の対応

(1) 避難先自治体による運営

避難先自治体は、避難元自治体である本町職員が到着するまでの間、避難所及び福祉避難所の運営に当たる。

(2) 避難元自治体の移管等

本町職員は、可能な限り住民避難に同行あるいは避難開始後に避難所へ移動し、避難所及び福祉避難所の運営について避難先自治体から移管を受ける。

(3) 避難住民の協力等

上記（2）において、避難所及び福祉避難所の運営を本町職員が実施できない場合には、町は、避難先自治体と連携した対応を実施するとともに、避難住民又は災害ボランティア等の協力を得た自主運営の実施に努める。

2 運営全般に係る事項

(1) 避難所運営に係る責任者等の配置と体制整備

町は、各避難所に避難所責任者を配置し、町災害対策本部と緊密な連携を図りながら、災害地域住民等に係る記録等の作成や避難住民に対する情報提供及び必要な指示等を実施できる体制を整えるとともに、避難所責任者については、男女両方を配置するよう努める。

(2) 避難所等の施設管理

避難所及び福祉避難所の施設管理については、運営主体に関わらず、当該施設の施設管理者が行う。

(3) 運営上必要な資料の活用

福祉避難所の運営については、本計画のほか、「宮城県避難行動要支援者等に対する支援ガイドライン」（令和6年3月改訂 宮城県）を併せて参考とすること。

(4) 避難所等の再割当等

避難先の指定を受けていない避難住民の流入により、当該避難所の収容可能人員を超過するおそれがある場合には、避難所受付ステーションを通じて県災害対策本部へ避難所の再割当てを依頼する。

(5) 必要物資の整備

町は、避難所及び福祉避難所において必要となる物資について、必要数を把握し事前に整備するよう努める。

3 避難が長期化した場合の対応

県及び町は、国の協力を得て、早期に応急仮設住宅、賃貸住宅等への移転ができるように努める。

その際には、避難住民の健康状態の把握等を実施し、高齢者、障害者等の要配慮者について優先的な入居に努める。

4 避難先自治体への職員派遣

広域避難を開始した初期段階においては、本町職員は住民の送り出し等の業務を最優先せざるを得ず、避難所受付ステーションや避難所の運営は非常に難しい状況となることが想定される。

このため、本町の体制が整うまでの間、避難所等の開設、運営は避難先自治体職員の全面的な協力を得て行うこととなる。

初期段階の本町職員は、避難所等の情報収集等を行うため、次のとおり派遣に努める。

派遣職員

避難所受付ステーション	1名以上
避難所	各1名以上

女川町広域避難計画

策 定 平成29年3月

編 集 女川町企画課

〒986-2265

宮城県牡鹿郡女川町女川一丁目1番地1

電話番号 0225-54-3131